キャッシュ・フロー計算書

（平成23年４月１日～平成24年３月31日）　（単位：百万円）

Ⅰ	業務活動によるキャッシュ・フロー		Ⅱ	投資活動によるキャッシュ・フロー	
	人件費支出	△ 16,591		定期預金の預入による支出	△ 6,000
	材料の購入による支出	△ 8,089		定期預金の戻入による収入	7,600
	その他の業務支出	△ 5,450		有形固定資産の取得による支出	△ 3,611
	運営費交付金収入	7,514		無形固定資産の取得による支出	△ 16
	補助金等収入	13		施設費による収入	78
	寄附金収入	80		その他の投資活動による支出	△ 3
	医業収入	23,750		投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,953
	研修収入	44	Ⅲ	財務活動によるキャッシュ・フロー	
	研究収入	869		長期借入による収入	700
	教育収入	277		長期借入金の返済による支出	△ 615
	その他の収入	90		リース債務償還による支出	△ 5
	小計	2,508		金銭出資の受入による収入	△ 700
	利息の受取額	10		承継資産の回収による収入	28
	利息の支払額	△ 283		財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 592
	業務活動によるキャッシュ・フロー	2,235	Ⅳ	資金減少額	△ 310
			Ⅴ	資金期首残高	7,449
			Ⅵ	資金期末残高	7,139

損失の処理に関する書類

（平成23年９月24日）　（単位：百万円）

Ⅰ	当期未処理損失	△ 2,683	Ⅱ	次期繰越欠損金	△ 2,683
	当期総損失	△ 1,932			
	前期繰越欠損金	△ 750			

行政サービス実施コスト計算書

（平成23年４月１日～平成24年３月31日）　（単位：百万円）

Ⅰ	業務費用		Ⅱ	損益外減価償却相当額	704
	⑴ 損益計算書上の費用	34,412	Ⅲ	損益外減損損失相当額	94
	業務費	32,761	Ⅳ	損益外除売却差額相当額	0
	一般管理費	1,202	Ⅴ	引当外退職給付増加見積額	74
	財務費用	282	Ⅵ	機会費用	695
	その他経常費用	73		政府出資又は地方公共団体出資等の機会費用	695
	臨時損失	93	Ⅶ	行政サービス実施コスト	10,381
	⑵ （控除）自己収入等	△ 25,598			
	医業収益	△ 24,261			
	研修収益	△ 45			
	研究収益	△ 833			
	教育収益	△ 277			
	その他経常収益	△ 175			
	臨時利益	△ 7			
	業務費用合計	8,814			

注　記　事　項

Ⅰ．重要な会計方針

当事業年度より、独立行政法人会計基準（「独立行政法人会計基準の改訂について」（独立行政法人会計基準研究会、財政制度等審議会　財政制度分科会　法制・公会計部会　平成23年６月28日）及び「『独立行政法人会計基準』及び『独立行政法人会計基準注解』に関するＱ＆Ａ」（総務省行政管理局、財務省主計局、日本公認会計士協会　平成24年３月））を適用しております。

１．運営費交付金収益の計上基準

業務達成基準を採用しております。

２．減価償却の会計処理方法

⑴　有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

建物	２～47年
構築物	２～50年
医療用器械備品	２～10年
その他器械備品	２～20年

また、特定の償却資産（独立行政法人会計基準第87）の減価償却相当額及び資産除去債務に対応する特定の除去費用等（独立行政法人会計基準第91）に係る減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除して表示しております。

⑵　無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（５年）に基づいております。

３．退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準

運営費交付金により財源措置がなされるため、退職給付に係る引当金は計上しておりません。

なお、行政サービス実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、独立行政法人会計基準第38に基づき計算された退職一時金に係る退職給付引当金の当期増加額を計上しております。

４．貸倒引当金の計上基準

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

５．賞与引当金の計上基準

役員に対して支給する業績年俸及び職員に対して支給する賞与に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

６．環境対策引当金の計上基準

ＰＣＢ（ポリ塩化ビフェニル）の処分等に係る支出に備えるため、今後発生すると見込まれる金額を計上しております。

７．たな卸資産の評価基準及び評価方法

⑴　医薬品

最終仕入原価法に基づく低価法